（質問１）

　ギャンブル依存症対策の例として、シンガポールの対策例を挙げていたが、シンガポールというのは、そもそも面積も人口も東京23区と匹敵するような小さな国であり、そこで行われた対策がとても日本に当てはまるとは考えられない。その点についてどのように考えているのか。

また、府市ＩＲ推進会議のメンバーの図を見せてもらったが、ＩＲ推進派ばかりがメンバーに入っており、このメンバーで本当に懸念事項対策が打ち出されているのか大変懸念を感じている。その点についてどう考えているのか。

（回答：職員）

　１点目のシンガポールの事例については、ご指摘のとおり、シンガポールの人口は約500万人で、そこで行われるギャンブル依存症対策がそのまま人口１億2,500万人以上の日本に当てはまるわけではない。ただ、我々としては、まずはシンガポールにおける対策の成功事例をしっかり学びたいと考えており、そのうえで、大阪独自の対策をミックスし、大阪に合った形でギャンブル依存症対策を導入していきたいと考えている。

　２点目の府市ＩＲ推進会議のメンバーについて、我々はＩＲ誘致を推進していく立場だが、懸念事項に対する問題については、専門家として大阪市立大学大学院医学研究科教授である井上委員、また、前大阪府警本部長である樋口委員にも就任していただいているほか、経済界の方にも委員に就任していただき、率直な意見をいただいているところである。我々としてはそういった中でしっかりと議論を深めていきたいと考えている。また、我々がＩＲ開業をめざしている時期は早くて2024年であり、その間に様々な形で、皆様のご意見を聞きながら懸念事項対策をしっかり行っていきたいと考えている。

（質問２）

　ＩＲには海外から多くの方に来てもらいたいということだが、感染症対策についてどのように考えているのか。感染症にかかられた方が海外から多く来られることを懸念しており、感染症についてどのようにチェックしているのかということが聞きたい。

（回答：職員）

　感染症対策については、ＩＲ誘致に伴う局地的で特別な対策を行うという以上に、ご承知のとおり、現在でも年間900万人もの外国人の方が来阪されている。もしくは、海外に渡航し、日本へ戻ってこられる方もおられるので、国はもとより、大阪府としても感染症対策の計画を定めている。

また、関西国際空港近接地には、泉佐野市に委託している感染症センターというものを設置している。さらに、府内に感染症治療ができる医療機関を指定しており、入院病床を用意するほか、以前に新型インフルエンザの問題が報道されたときのように、感染症法に基づきレベルに応じた様々な対策を水際で講じることになる。その全体像の中で、ＩＲに来られる方も関西国際空港、あるいは陸路にて成田国際空港経由で来られる方に対しても対策を講じることになる。

（質問３）

　ＩＲ内で風俗営業法対象の施設はできないのか。

（回答：職員）

　ＩＲは国の認定を得て設置する施設であり、通常の宿泊施設は設置されるが、風俗営業法対象の施設は設置されない。